

令和 2 年 度

# 八代市議会総務委員会記録

---

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 4月臨時会付託案件 ..... 1

---

令和 2 年 4 月 2 8 日 (火曜日)

## 総務委員会会議録

令和2年4月28日 火曜日

午前11時07分開議

午後 0時05分閉議（実時間51分）

資産税課長	機	智三郎	君
総務企画部総括 審議員兼次長	黒	瀬 琢 也	君
理事兼企画政策課長	福	本 桂 三	君
理事兼危機管理課長	廣	兼 和 久	君

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第46号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第50号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分））
1. 議案第47号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）
1. 議案第49号・専決処分の報告及びその承認について（八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

### ○本日の会議に出席した者

委員長	橋	本 幸 一	君
副委員長	金	子 昌 平	君
委員	太	田 広 則	君
委員	中	村 和 美	君
委員	成	松 由 紀 夫	君
委員	橋	本 徳 一 郎	君
委員	堀	徹 男	君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	佐	藤 圭 太	君
財務部次長	尾	崎 行 雄	君
財政課長	田	中 智 樹	君
市民税課長	中	田 利 一 郎	君

### ○記録担当書記 中川紀子君

（午前11時07分 開会）

○委員長（橋本幸一君） それでは、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、先ほど配付されました付託表のとおりであります。

### ◎議案第46号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） それでは、予算議案の審査に入ります。

議案第46号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部より説明願います。

○財務部長（佐藤圭太君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財務部の佐藤でございます。

本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、議案第46号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第3号の歳入及び歳出での総務費を尾崎財務部次長が、消防費を黒瀬総務企画部総括審議員兼次長が説明いたします。

また、事件議案で予算の専決処分にかかわるもの、すなわち議案第50号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第14号の歳入を尾崎財務部次長が説明いたします。

次に、議案第47号と49号の2つの議案に

つきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○財務部次長（尾崎行雄君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、別冊となっております、議案第46号・令和2年度八代市一般会計補正予算書・第3号をお願いいたします。

総務委員会付託分につきまして、まず歳入を説明いたします。よろしくお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ3億5020万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ605億8590万円といたしております。

続きまして、歳入を説明いたします。6ページをお願いします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で720万円を計上しておりますが、これは今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款18・繰入金、項1・基金繰入金、目15、節1・財政調整基金繰入金3億4300万円は、地方財政法第4条の4、第3号に基づき緊急に実施することが必要となった今回の新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、総務費の生活交通確保維持に1800万円及び商工費の八代市中小企業等事業継続対策特別支援事業に3億2500万円を活用いたします。

内容は、総務費の生活交通確保維持につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、現在、全国的に不要不急の外出を控えるよう呼びかけられている中、本市の地域公共交通再編実施計画により位置付けられている本市と阿蘇くまもと空港などを結ぶ唯一の高速バス、

すーぱーばんぺいゆにつきましては、新型コロナウイルスの影響により乗客数及び運賃収入が激減しておりますことから、本市にとって重要な公共交通機関としての路線維持を目的に一定の期間に限定した運行補助を行うものでございます。

また、商工費の八代市中小企業等事業継続対策特別支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急事態宣言を受け、大幅に売上げが減少するなど、厳しい経営環境を余儀なくされております市内の中小企業等に対しまして、事業の継続、安定を支援するため、本市独自の特別支援金を創設するものでございます。対象業種は、市内の小売業、宿泊業、飲食店、卸売業など約3000事業所を対象に、売上げが前年同月比で50%以上減少した法人・個人事業主へそれぞれ法人で20万円、個人で10万円を支給するものでございます。

以上が歳入の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 財源の残の繰入金の元台帳からということですが、これは直近の台帳の残高というのはお幾らぐらい。

○財政課長（田中智樹君） 約19億でございます。（委員堀徹男君「19億」と呼ぶ）

○財務部次長（尾崎行雄君） 訂正いたします。現在のですね、元年度末がですね23億5000万程度の残高見込みでですね、今回の取崩し分ですね、繰入れ分と前回3月でも一部繰り入れ予定ですので、その分を差し引きますと19億8000万になる見込みという。今回の分も含めて。（委員成松由紀夫君「最初は幾らですか」と呼ぶ）

現在23億5000万程度でございます。（委

員成松由紀夫君「から……」と呼ぶ)

から3億7000万程度、合わせますと繰り入れ予定になりますので、差し引きまして19億8000万程度の残高になる見込みでございます。

○委員長(橋本幸一君) よろしいですか。

○委員(堀 徹男君) はい。

○委員長(橋本幸一君) ほかに。

○委員(太田広則君) ばんぺいゆ号ですね、非常に大変な状況というのはもう重々分かっておりますし、せないかんということだろうと思いますが、「(歳入と呼ぶ者あり)歳入でしたか、すみません。(「今、歳入でしょう」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 歳入、はい。

○委員(太田広則君) よかです。歳出で聞きます。

○委員長(橋本幸一君) じゃあ、歳出でいきます。

○委員(太田広則君) すみません。失礼しました。

○委員長(橋本幸一君) ほかに。

ちょっと小会。

(午前11時14分 小会)

(午前11時16分 本会)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

歳出の部分が抜けておりましたので、再度歳出の部分を尾崎財務部次長にお願いいたします。

○財務部次長(尾崎行雄君) それでは、引き続きまして、総務費の歳出を着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい。

○財務部次長(尾崎行雄君) 7ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目4・財産管理費では、44万6000円を計上いたし

ております。これは、市庁舎管理において市民サービス維持の観点から通常どおり運営する市有施設等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして、仮設庁舎をはじめ、支所等の窓口での飛沫感染防止のためにビニールシート製のつい立を100台分設置する費用でございます。

次に、目7・交通防犯対策費では1800万円を計上いたしております。これは先ほど歳入の繰入金で説明しましたが、生活交通確保維持といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策に伴いまして、乗客数及び運賃収入が激減しております本市と阿蘇くまもと空港などを結ぶ唯一の高速バス、すーぱーばんぺいゆの路線維持を目的に一定の期間に限定した運行補助を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(橋本幸一君) それでは、歳入歳出の部分について質問を行います。

○委員(太田広則君) 失礼しました。先ほどの交通防犯対策費1800万ですね。すーぱーばんぺいゆ号が非常に大変だというのは、今も皆さん御承知のとおりだろうと思います。一部支援を臨時的に行うということで重々理解するんですが、この1800万という、この1800万の臨時的経費がですね、今後まだ続くと見られたときにどのぐらいのこの一部支援になるのかという質問。これまでも当然あるんだろうと思います。この1800万という支援がね、どのぐらいの影響を与えて支援になるんだろうか。これが続くなれば、また同じような支援をしなきゃいけないのかっていうところも含めてちょっと2点だけ。

○理事兼企画政策課長(福本桂三君) 企画政策課福本です。よろしく申し上げます。

今回の分については、5カ月分というふうにも今考えておりますけれども、大体、運行会社で

はですね、大体1年間の平均の所要額というのがですね、大体9000万でございます。そういう部分の中で、どれくらい収入があるか、その収入額を差し引いた分が、今後路線の維持に要する経費だというふうに考えております。収入額というのがなかなか今見込めない中で、ちょっと申し上げることがそこはできません。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（太田広則君） 分かりました。例えば、喫緊の利用者数が今現在どのぐらいなのかというのをちょっと参考までに、どのぐらい減ってるのかというのが分かれば。喫緊ののでよかですよ。今の現状というか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 時系列に申し上げますと、12月がですね4486人でございました。1月が4635人でございました。2月が3732人でございます。3月が2366人でございまして、この3月の2366人というのは12月と比べますと約半分に減っているという状況でございます。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませぬか。

○委員（堀 徹男君） すーぱーばんぺいゆに関してはですね、空港に行くだけに限らず、免許センターにですね、行くような、まだ免許を取ってない子供たちも乗っていくという貴重な路線であるというふうに認識はしてるんですが、他の業種ですね補填と比べて何かやっぱり特別感みたいなのが否めないところもあります。このバス路線の維持にだけ1800万も出すというのはですね。説明書を読むと大臣の認定を受けて公共交通再編網の中に位置付けられている路線バスというふうにあって、何か特別に何というんですかね、行政が支援をしていかなきゃいけない業種なのかというのがまず1点と、それから1800万はとりあえず今回財調

取崩しの繰入金ということでされるということなんですが、今後ですね、国から何らかの国土交通大臣の認定を受けている事業でということのようであればですね、何か国からの何らかの交付金というようなもので、補填か何かがあるのかなという2点についてですね、ちょっと教えていただければと思います。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） まず、特別に補助を行う理由ということですが、公共交通再編実施計画というのがございまして、この計画に位置付けられているほかの路線バス、乗り合いタクシーにつきましても、全て本市では欠損補助を行っている状況でございます。すーぱーばんぺいゆにつきましても、採算性のあつる黒字運行を想定しておりましたことから運行補助を実施していなかったということでございます。今回はその部分が赤字になったため補填という形を一時的に取らせていただくということでございます。

それと、財源の補填ですけれども、国交省の大臣の認定を受けているということの中でもですね、特にですね補助というのは、現段階ではありません。今後、臨時交付金等で考えられればですね、その分についても申請を検討したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） はい、よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（成松由紀夫君） このすーぱーばんぺいゆのですね、今いろいろ、るる御意見が出てるんですが、地域公共交通再編のその国土交通省の認定。今、福本課長のお話でいけば、今ですーぱーばんぺいゆは黒字だったと。市から何の補助も受け取っておられないというような認識でよろしいですか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） はい、そのとおりでございます。

○委員（成松由紀夫君） すると、その補填に当たってのさっき数字は出たんですけど、3月の時点で何%ぐらい減になってるのかということと、この補助をですね、仮にしないという状況に陥った場合は、これは大臣認定だから路線廃止に多分スライドして行って、また大変なことになると思うんですよね、仮にしないということになると。その辺のちょっと2点。何%ダウンぐらいで、仮にしないとなったときに、路線廃止に向かって、やっぱり行ってしまうのではないかという危惧がされるんですけども、その2点をお願いします。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） また、時系列に申し上げますと、12月の売上金から申し上げますと、12月の売上金がですね、営業収益が790万2000円でございます。それと、1月の売上金が720万円でございます。それと、2月の売上金、営業収入が598万3000円でございます。3月の分が374万7000円ございまして、これも営業収益は半分に減っている状況でございます。こういう部分の中で、もし仮に790万、約800万が通常の営業収益であるということになってきますと、大体400万ですかね、400万が赤字になって、その分が毎月大変になるだろうということになってきます。運行会社ではですね。これを補填しないということになってきますと運行会社ではですね、欠損額が増加する状況にございまして、大変苦勞されておられるということでございます。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） そういうことだろうから、市も動いて、先ほど、ここだけ手厚いかのような発言もありましたけれども、やはりこの実施計画ちゅう、地域公共交通再編の実施計

画ちゅうのは、非常にこれは地域の、——九州産交さんであったり、いろいろな路線バス、たしか13路線あったと思うんですけども、やはりそういった地域の公共交通を守る観点から市もやられてきて、しかも今まで唯一の多分黒字だったということで補助金も一切使われていない。そういう中で、先ほど言われた福本課長のその400万円で云々ということで、どうですかね、平均したら三百三、四十万ぐらいで、5カ月分で1800万ちゅうことなんでしょうから、これはもう妥当なことで市もしっかり地域公共交通を守る観点からやられた措置だと思いますので、今後ともぜひですね、多岐にわたっていろいろな支援をそれぞれやっていかなければならない状況であります。今回みたいなスピーディーな対応をぜひよろしくお願いして終わりたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で歳入と及び歳出の第2款・総務費について終了いたします。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前11時28分 小会）

（午前11時29分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、歳出の第8款・消防費について総務企画部より説明願います。

○総務企画部総括審議員兼次長（黒瀬琢也君）

総務企画部の黒瀬です。よろしくお願いいたします。消防費につきまして御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○総務企画部総括審議員兼次長（黒瀬琢也君）

それでは、補正予算書の8ページをお願いいたします。最下段の表でございます。

款8・消防費、項1・消防費、目4・防災管理費で140万4000円の補正予算をお願いしております。これは、避難所の新型コロナウイルス感染症などの感染症対策に万全を期すため、日奈久断層による地震など大規模災害への備えとして、市内110カ所全ての避難所に手指消毒液と非接触型の体温計を配備する費用でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第46号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前11時31分 小会）

（午前11時32分 本会）

◎議案第50号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分））

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第50号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（尾崎行雄君） 財務部の尾崎でございます。また、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 議案書の23ページをお願いします。

議案第50号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は令和元年度八代市一般会計補正予算書・第14号で、3月定例会後に繰越明許費の追加並びに起債限度額の変更などを行う必要から令和2年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、27ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ5860万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ668億6849万2000円といたしております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、29ページから30ページの表で説明いたします。

それでは、29ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございますが、1の追加で、款2・総務費、項1・総務管理費の総合戦略策定事業で15万円の限度額設定を行っております。これは本年2月末に予定しておりました、やつしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議が新型コロナウイルス感染症の影響により延期となり、年度内の開催ができなくなりましたことから経費の一部について繰り越すものでございます。

次に、款3・民生費、項2・児童福祉費の放

課後児童健全育成事業で140万円の限度額設定を行っております。これは、新型コロナウイルス感染症への対策のため3月2日から25日の小学校臨時休業期間に昼間、保護者のいない家庭の小学生児童を対象に臨時的に放課後児童クラブを開設し、受入れを行いました際に要した経費のうち、消毒液等の一部につきまして、全国的に需要が集中したことにより年度内の納品が困難となりましたことから繰り越すものでございます。

次の保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業で804万6000円の限度額設定を行っております。これは、本年1月16日から3月31日までに公立及び私立の保育所等が購入した消毒液や備品等のうち、一部について需要が集中したことにより年度内の納品が困難となりましたことから繰り越すものでございます。

次に、款6、項1・商工費の海外クルーズ船急増に伴う観光資源強化事業費1322万9000円の限度額設定を行っております。これは、熊本県と連携して八代市内の各所にくまモンファニチャーの設置を行っておりますが、地元との協議や新型コロナウイルスの影響で、資材調達に遅れが出たため、年度内の完了が困難となりましたことから、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次に、款9・教育費、項6・学校給食費の学校給食管理運営事業で25万円の限度額設定を行っております。これは、新型コロナウイルス感染症対策のため、本年3月2日から25日まで、小学校、中学校、特別支援学校を臨時休業としたことに伴い、キャンセルできずに廃棄となった食材経費について調査等に時間を要したため、年度内の執行が困難となりましたので、全額を繰り越すものでございます。

30ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございますが、1の変更で土地改良事業及び港湾整備事業において限

度額を増額しております。詳しい内容は後ほど、歳入、款22・市債で説明いたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

34ページをお願いします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で825万円を減額しております。これは、今回の補正予算の一般財源が減額となりましたので、地方交付税で調整したものでございます。

次に、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金で、子ども・子育て支援交付金特例措置に、新型コロナウイルス対策費として3775万9000円を計上いたしております。これは先ほど繰越明許費で説明いたしました放課後児童健全育成事業における新型コロナウイルス感染症への対策のため、臨時的に放課後児童クラブを開設しました際の経費に対する国の補助金としまして、10分の10の3610万5000円及び保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業における公立及び私立の保育所等が購入した消毒液や備品等の経費に対する国の補助金としまして、10分の10の165万4000円でございます。

次の款16・県支出金、項2・県補助金、目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金では、保育対策総合支援事業補助金として、2059万1000円を計上いたしております。これも先ほど繰越明許費で説明いたしました保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業における公立及び私立の保育所等が購入した消毒液や備品等の経費に対する10分の10の県補助金でございます。

35ページをお願いします。

款22、項1・市債、目4・農林水産業債、節1・農業債で140万円を増額しております。これは、農業水路等長寿命化・防災減災事

業において、当初見込んでおりました市債の充当率が制度変更により75%から90%へ拡充されましたので、市債を720万円から860万円に140万円増額するものでございます。

また、目6・土木債、節3・港湾債で710万円を増額しております。これは、八代港県営事業負担金において、市債の対象外とされていた経費が対象経費となりましたことから、それぞれの借入額が増加となりましたので、市債を3億4920万円から3億5630万円に710万円増額するものでございます。

以上が歳入の説明でございますが、歳出はございませんのでこれで説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） すみません、ちょっと私が勉強不足だったんですが、この充当率が上がったということで、金額が上がった。このどういう理屈かちょっと詳しく説明していただきたいと思うんですけど。

○財務部次長（尾崎行雄君） 例えば事業費が1000万でしたと、起債額の時点で1000万でしたと。充当率が75%という場合は750万借りますと。これが充当率が90%になりますということは900万借りますと、というような話になりまして、基本的には差額の150万が増えますよという仕組みでございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） あと港湾事業の負担金、起債対象外であった事業が対象内となったというのはどういった事業だったのかと思いついて、教えていただけますか。

○委員長（橋本幸一君） ちょっと小会します。

（午前11時41分 小会）

（午前11時42分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第50号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前11時42分 小会）

（午前11時43分 本会）

◎議案第47号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、第47号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○市民税課長（中田利一郎君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民税課の中田でございます。よろしく申し上げます。座りまして御説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○市民税課長（中田利一郎君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第47号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

提案理由でございますが、専決処分した事件

については、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があることから提案するものです。

2ページをお願いします。

専決第2号、専決処分書でございます。

内容は八代市市税条例等の一部を改正する条例でございます。

3ページから13ページまでは、改正規定が記載されておりますが、改正内容の主なものにつきましては、お手元に配付しております右上に議案第47号・関係資料1と書いてあります資料にて御説明させていただきます。

専決の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、八代市市税条例におきましても必要な改正を行い、3月31日付で専決処分したものでございます。

市民税に関する改正内容につきましては、私のほうから、資産税に関するものは機資産税課長より御説明いたします。

それでは、市民税の主なものとしまして3点ございまして、個人市民税、法人市民税、たばこ税についてでございます。

まず、資料1の中段あたりですけど、まず令和3年1月1日に施行されます個人住民税関係の未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しでございます。これは全ての独り親家庭に対して、公平な税制を実現する観点から婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する独り親に対して、ひとり親控除を適用し、これまでの特別寡婦控除と寡夫控除を廃止し、併せて所得要件を500万円以下とするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページの法人市民税に関するものとしまして、連結納税制度の見直しとグループ通算制度の創設でございます。

連結納税制度は、平成14年度から企業グル

ープ内の個々の法人の損益を通算して、グループ全体を1つの納税主体として課税する制度でございます。企業グループ内の損益通算のメリットがあるにもかかわらず、税額計算の煩雑さ、税務調査後の修正、更正等に時間がかかり過ぎるといったデメリットがあり、この制度を選択していない企業グループが多く存在している状況でございます。そこで、連結納税制度に変えて企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、損益通算等の調整を行う簡素な仕組みで事務負担の軽減が図られるグループ通算制度が創設されましたことにより関係する条文を改正するものでございます。なお、この施行日は令和4年4月1日でございます。

次に、たばこ税関係でございます。軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しでございます。紙巻たばこに類似したリトルシガーと言われている1本当りの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、製品重量が軽いことから紙巻たばこと比べて税負担が低くなっております。また、軽量な葉巻たばこ間でも製品重量に差があり税負担が異なっております。参考としておりますが、紙巻たばこは1本当り約13円の税がかかっております。ですが、軽量な葉巻たばこ、いわゆるリトルシガーと言われているものは、1本当り5円から9円というふうに幅がっております。

そこで、紙巻たばこと同等の税負担となるよう葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算することとされましたが、たばこ関係事業者に与える影響や激変緩和を図るため段階的に見直すこととされ、令和2年10月1日からの1年間は0.7グラム未満は0.7本の紙巻たばこに換算し、令和3年10月1日から1グラム未満全てを紙巻たばこ1本に換算することとされました。

以上が市民税課に関する改正でございます。

○資産税課長（機 智三郎君） こんにちは。  
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）資産税課、機  
でございます。よろしくお願いします。

引き続きまして、資産税課所管分の改正内容  
について、座りまして説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○資産税課長（機 智三郎君） 資料は2ペー  
ジの後半部分になります。

資産税に関する主な改正は3点ございます。

まず1点目に、現に所有している者（相続人  
等）の申告の制度化でございますが、これは、  
登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされる  
までの間における現所有者（相続人などでござ  
います）に対し、市の条例で定めるところによ  
り、氏名、住所等必要な事項を申告させるこ  
とができるようにするものでございます。

対象者は、本条例の施行の日以後に現所有者  
であることを知った者について適用されること  
となります。

このような現に所有している者につきましては  
は、これまでも多くの自治体が同様の届出の提  
出を求めておりまして、本市も相続代表者兼納  
税義務代表者指定届の提出をお願いしておりま  
した。それを今回の法改正によりまして、実効  
性を高めるため、申告として制度化することと  
なったものでございます。

次に、2点目の使用者を所有者とみなす制度  
の拡大についてでございますが、調査を尽くし  
てもなお固定資産の所有者が1人も明らかとな  
らない場合、事前に使用者に対して通知した上  
で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税  
台帳に登録し、固定資産税を課することができ  
ることとするものでございます。こちらは令和  
3年度以後の固定資産税について適用となるも  
のでございます。

これまで災害時の対応のみがこの制度の対象  
でございましたが、今回の改正により、相続放

棄などで所有者不存在のときなども、使用者が  
いれば、そちらに課税ができるようにするもの  
でございます。

最後に、3点目の固定資産税の特例措置につ  
いてでございますが、これは浸水被害軽減地区  
の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置  
を創設するもので、指定を受けた土地の課税標  
準額を最初の3年度分、3分の2にするもので  
ございます。

対象となるのは、全国34カ所の輪中堤や自  
然堤防などで、八代市内には対象地はございま  
せん。この地区指定には、地権者全員の同意が  
必要なため指定が進んでいないことから、今  
回、固定資産税の軽減措置を創設することで、  
地区指定を促進しようとするものでございま  
す。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろ  
しくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは以上の部分  
について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 法人市民税の関係で、  
グループ通算制度導入については、本市での影  
響事業者の数なんていうのは、それは把握され  
ていますか。

○市民税課長（中田利一郎君） すみません、  
大体、大規模な法人ということで、私たちのほ  
うに上がってくるときは、国のほうへ申告納  
税、また県の申告納税、市民税への申告納税と  
いうことで、3カ所のほうに通知書が来ますけ  
れど、そこで、この連結納税制度を適用してい  
るかどうかというところまではその書面からは  
分からないということで、今、八代市でどれぐ  
らいの法人が適用されているかちょっと今、本  
時点では分からないところでございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（中村和美君） たばこ税についてです

けど、こう言うふうに課税見直しすると、現在、今8億ぐらいかな、市にたばこのあれがです。これが幾らぐらいに上がるか分かりますか。

○市民税課長（中田利一郎君） 今です、たばこのほうの申告納税については、全部がこの前換算されてきておまして、種類ごと、品名とかいろいろあります。このリトルシガーという葉巻たばこが何本あって、幾ら納税されていくということまでは把握できておりませんので、全体として報告がなされております。

先ほど申し上げましたが、1本当たり約13円が紙巻たばこ、この葉巻たばこが1本当たり5円から9円というところで、まず来年は0.7グラム未満を0.7本と換算されるというところ、約1本当たり9円ほど上がるのかなというふうに考えておりますので、20本入りでしたら180円分の増額、増税が見込まれるかと思えます。（委員中村和美君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（中村和美君） はい。

○委員（成松由紀夫君） 要はですね、関連なんですけども、たばこ税の見込み、税収の。八代の直接税収の見込みとして増収になっているか、今見込みでどんなもんですか。その上がるわけでしょう、段階的に。

○市民税課長（中田利一郎君） 税額、たばこ税については、これまで改正があつておりますが、改正のたびに実際入ってくる額は大体減額となっております。例えば、平成28年から29年につきましては、前年度比3300万です、3300万ほど減となり、その翌年は650万、それから、その翌年は270万と少しずつ減額されて、増税ということで国のほうが示されますけれど、それに伴ってどうしても1箱当たりの単価が上がります。今度のこの改正において1箱幾らに上げるとか、今から国と協議

されるそうで、これをどのくらいにするのかというところも企業がつくる、製造されるのか、もんだからということで聞いておりますが、これまでのことから言いますと、大体税率を上げられたら、それによって逆に吸われる本数を減らされたり、電子たばこに切り替えられたり、そんな中でも、また電子たばこのほうも増税されていってますので、「なるほど」と呼ぶ者あり）大体今少なくなつてきているのが現状です。

○委員（成松由紀夫君） 要するに増税をきっかけにたばこをやめられたり、そういう影響もあつて、さらに減収が、やっぱり契機としては見込まれるというような理解でよろしいですか。（市民税課長中田利一郎君「はい」と呼ぶ）

はい、分かりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 資産税の部分で、相続人等の申告の制度化ということで、申告をさせることができるので、されなかった場合の罰則とかってこれはあるんですか。

○資産税課長（機 智三郎君） 一応、申告がされなかった場合は10万円以下の過料というような形で、法律のほうで定めがあると思いません。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。続けてもう1点いいですか。

令和2年4月以降の施行日というから、もう過ぎてるとは思うんですけど、現所有者であることを知った者についてということなので、何というのかな、知らなかったという場合もありの想定していらっしゃるんですかね。まだ気づいていないという……。

○資産税課長（機 智三郎君） 亡くなられたというのをお知らせになつても、相続放棄とかがされた場合、お子さんたちが相続放棄とか

された場合、今度はお父さんたちとか、兄弟に反映してきたりしますので、そこは知り得たときからというような形になりますので、その分は考えているところでございます。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第47号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午後0時00分 小会）

（午後0時01分 本会）

◎議案第49号・専決処分の報告及びその承認について（八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第49号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼危機管理課長（廣兼和久君） みなさんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）危機管理課の廣兼でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼危機管理課長（廣兼和久君） 議案書19ページを御覧いただきたいと思います。

議案第49号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

提案理由といたしまして、専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告して、その承認を求めるとなっております。

続きまして、20ページ、専決第4号になります。八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正する条例について御説明をいたします。

まず専決理由についてでございますが、今回の条例改正につきましては令和2年3月27日に熊本県のほうから改正の通知がなされ、施行日が令和2年4月1日とことであつたため専決となったものでございます。

今回の改正の理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る保障基準額について改正を行われたのに伴いまして、政令に準じている本市の八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点でございますが、新旧対照表のほうで御説明したいと思いますが、よろしいでしょうか。

新旧対照表よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

新旧対照表の1ページ目の第5条2の（2）の中段の部分でございます。8800円となつているところが8900円に100円増額になっているところと、第5条3の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日となつておりましたのが、事故の発生日というふうに変更となっております。

続きまして、2ページ目の第3条の5の

(2)でございます。100分の5というのが、事故発生日における法定利率というふうに変更になっております。

続きまして、最後3ページ目の別表になります。第5条関係の補償基準額表でございますが、こちらが表のとおり金額改正となっております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長(橋本幸一君) それでは、以上の部分について質問を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

議案第49号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本件は承認されました。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

執行部は御退出してください。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いた

しました。これをもって、総務委員会を散会いたします。

(午後0時05分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年4月28日

総務委員会

委員長